

マス 升 天正以降加越能地方に行はれた升には次の種類がある。

(一) 胴張升—上徑五寸二分、下徑五寸七分、出張つた所の徑五寸五分三厘、深さ三寸一分三厘、無弦で、積は九九立方寸一八七四。一方の判に天正十二年とあり、他方に晴明判がある。この升は天正中の一升量であらう。

(二) 菊判升—一升量。徑五寸、深さ二寸五分、無弦、積六二立方寸五。文祿三年豊臣秀吉の定めたもので、京の古升とも京判ともいふ。

(三) 斗升並に斗子升—慶長十年卯月の令に見えるもので、その一石は新京升一石三斗に當り、斗升の積六六三立方寸六七三であつた。

(四) 晴明判升—一斗量。徑一尺一寸五分、深さ五寸、無弦、積六六一立方寸二五。元和十年二月十七日加賀藩の作事場から出した。

(五) 承應升—一斗量。徑・深さ凡べて晴明判と同じが、承應三年に出来たものをいふ。明曆中に今斗又は新斗升といふものはであらう。

(六) 瓶判升—一升量。徑四寸九分、深さ二寸七分、無弦。積六四立方寸八二七。寛文八年の出来である。

(七) 長判升—一升量。凡べて瓶判升に同じく、寛文八年の出来で、唯焼印を異にする。

(八) 新京升—一升量。徑四寸九分、深さ二寸七分五厘。鐵弦があり、積六四立方寸四三三六六。寛文十年出来。

(九) 新京升—一斗量。徑一尺五分、深さ五寸八分八厘。鐵弦があり、積六四四立方寸三三四三六六。寛文十年出来。

(一〇) 丸判升—二升量。徑六寸三分、深さ三寸二分六厘餘。鐵弦があり、積一二九立方寸六五四。新京升二升入で、寶の字の印があるのは寶永中の製作であらう。しかし多く實用に供せられなかつた。

(一一) 桶升—一斗量。口徑一尺一寸二分、底徑一尺二分、深さ七寸一分六厘餘。弦はなく、積六四八立方寸二七。加賀藩に於いて新京升使用の命を發したが、供給足らなかつたから、寛文九年一時藩で製作使用せしめたものである。

以上諸種のうち主として公式に變遷したものは、文祿の升・慶長の升及び寛文十年の新京升である。

増泉 石川郡五ヶ庄に屬する部落。龜尾記に、この村領に清水があり、茶を煎るに能く合ひ、又布を晒すに適すると記す。明治中増泉に屬する犀川の對岸向増泉を分割して獨立せしめた。

大豆腐角場。増泉角場 ↓ マメダカクバ 大豆田角場。増泉春日神社 石川郡増泉に鎮座する。津田鳳卿の石川訪古遊記に、之を式内神田神社に當てるものは據がない。今單に春日神社と稱する。

熊淵のうちの瀧尻に至る間の峠。高さ三四五米。

マスガタバシ 升形橋 金澤安江町の端に在つて、香林坊橋・枯木橋と共に城下の要害とせられた。又藩政中神社佛閣に於ける開帳の高札等は、犀川・淺野川と此の橋爪と三ヶ所に建てる例であつた。

マスガタモン 升形門 金澤城北門の外にあつて、方形の二邊に折れて建てられた門であつた。

マスガタヤマ 升形山 鹿島郡荒山峠の西にある嶺で、荒山城址のある所は、山状方形で升を伏せた如くに見える。地方人因りて之を升形山と名づける。

マスガタユミノチヨウ 升形弓町 金澤の舊町名。元祿六年の土帳に、安江木町の後、弓町と載せた地で、升形の裏町である。弓町と呼ぶ所は概ね弓組足輕の組地で、小立野弓町・長田弓町・木・新保弓町等皆同じが、升形弓町のみは諸士の邸地で、輕卒の組地ではなかつた。即ちこの地は往時射手の士の邸地として賜はつた所なのである。今は單に弓町といふ。

マスキハンロクロウ 増木半十六郎 百石を領し、元祿三年に歿。子孫相襲ぎ、六代喜一郎義韶の時、天保八年氏を藤谷と改めた。

マストミ 益富 加賀志徳に、年紀不詳烏丸殿宛所の判書に、『安江保並益富庄兩所』とあるを引いて、康正二年造内裏段錢並國役引付に『中島次郎殿賀州益富保段錢』とあるを、益富の誤であると断じ、又越中彌波郡芹川村百姓四郎兵衛藏元和五年五月四日附前田利常から大田大學に宛てた知行所付に『加州石川

郡福増村並同郡益富村』とあるとて、益富村は今石川郡に無いが、或は福富村だらうかと疑うてゐる。

マスバタケホ 益富保 ↓ マストミ 益富。マスホウラ 増穂浦 羽咋郡の富來から酒見に至る一帯の海濱を増穂浦と稱し、その附近から歌仙貝を産する。増穂を眞蘇坊と書いて、金龍山大福寺のことであるとすると説もあるが、大福寺が増穂に在るから眞蘇坊ともいうたのであらう。

マスホシユウ 増穂集 一冊。羽咋郡富來の俳人梅明が八十歳の製蓬の附合を載せ、諸國から得た祝句を列ねてある。序は梅室の記す所。弘化元年のものである。

マスマハシ 升廻 藩政の時、御藏入となつた俵米の實量を検するをいひ、御詰米升廻と出船升廻とがある。前者は、毎年五月御米改役人出張し、石敷に應ずる一定の俵數を、團儀によつて升量し、詰米奉行に引渡すをいふ。若しその際欠米があれば、各代官の收納したる總儀に同一割合の欠米あるものと認め、代官をして銀納補償せしめる。六月以降の升廻は一定量の欠米を容赦し、十月に入れば古米と稱する。又出船升廻と稱するは、江戸・大坂へ廻米の際、その出船の場所に於いて升廻を行ふもので、またそれ〴〵欠米補償の法があつた。

マスミ 眞澄 ↓ スガヤマスミ 菅屋眞澄。マスマドノ 増山殿 前田利家の女藩臣中川光重の室齋姫をいふ。

マセイダサンエモン 眞清田三右衛門 ↓ マセダナカキノサンエモン 中居の三右衛門。マタカチユウ 又家中 藩侯の陪臣を又家